

「第307回判例・事例研究会」

テーマ：不正競争防止法 21 条 1 項 3 号にいう「不正の利益を得る目的」

日 時	令和元年 8 月 7 日
場 所	湊総合法律事務所 第 1 会議室
報 告 者	弁護士 平木太生

【判例】

事件の表示	事 件 名 不正競争防止法違反被告事件 事 件 No. 平成 30 年 (あ) 第 582 号 判 決 平成 30 年 12 月 3 日 最高裁判所第二小法廷
論点	不正競争防止法 21 条 1 項 3 号にいう「不正の利益を得る目的」の意義 ※ただし本判決は事例判断とされる
参考条文	(不正競争防止法) 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であって、 不正の利益を得る目的 で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者 イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。 ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。 ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

<p>事案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件は、自動車会社に勤務していた被告人が、同業他社への転職直前に、不正の利益を得る目的で、二度にわたり、勤務先会社のサーバーコンピュータに保存されていた営業秘密に係るデータファイル合計 12 件の複製を作成したという不正競争法違反の事案 ● 被告人は、一度目の複製作成は、業務関係データの整理を目的としたもの、二度目の複製作成は、記念写真の回収を目的としたものであって、いずれも被告人に転職先等で直接的または間接的に参考にするなどといった目的はなかった旨主張し上告
<p>条文改正の経緯</p>	<p>(平成 15 年改正前) 「不正の競争の目的で」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>一般に、「公序良俗、信義則に反して他の事業者と営業上の競争をする目的」と解されており、競争関係を前提としない加害目的や外国政府を利する目的等による営業秘密の不正な使用・開示等が営業秘密侵害罪の対象とならない等の問題点</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(平成 15 年改正後) 「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に改正</p>
<p>判示(抜粋)</p>	<p>以上のとおり、被告人は、勤務先を退職し同業他社へ転職する直前に、勤務先の営業秘密である前記一の各データファイルを私物のハードディスクに複製しているところ、当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もないなどの本件事実関係によれば、当該複製が被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、被告人には法二十一条一項三号にいう「不正の利益を図る目的」があったといえる。</p>
<p>考察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本決定は、事例判断ではあるが、<u>営業秘密侵害罪の成否について最高裁が示した初判断</u>であるとともに、同種事案における目的要件の判断のあり方について一定の示唆を与えるものであった、重要な意義を有する ● 図利加害目的が否定される例（逐条解説不正競争防止法（商事法務 2016）） <ul style="list-style-type: none"> ① 公益の実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発

	<p>する場合</p> <ul style="list-style-type: none">② 労働者の正当な権利の実現を図る目的で、労使交渉により取得した保有者の営業秘密を、労働組合内部に開示する場合③ 残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに営業秘密が記載された文書等を自宅に持ち帰る場合
--	--